

加東市地域防災計画

【震災対策編】

令和 7 年

加東市防災会議

目 次

第1編 総 則

第1章 計画の前提	1
第1節 計画の趣旨	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の性格と役割	1
第3 計画の構成	2
第4 計画の修正	3
第2節 防災機関の事務又は業務の大綱、市民等の責務	4
第1 防災機関の事務又は業務の大綱	4
第2 市民等の責務	10
第2章 災害に関する現状と課題	12
第1節 自然的条件	12
第1 地形	12
第2 地質	13
第3 気象	13
第2節 社会的条件	15
第1 人口・世帯	15
第2 土地利用	16
第3 交通	16
第4 産業	18
第3節 地震災害の危険性と被害の特徴	19
第1 地震災害発生状況	19
第2 地震発生の危険性	23
第3 地震被害想定	26
参考資料	29

第2編 災害予防計画

第1章 基本方針	49
第1 災害応急対策に係る備えの充実	49
第2 市民参加による地域防災力・減災力の向上	49
第3 堅牢でしなやかな防災基盤の整備	49
第2章 災害応急対策に係る備えの充実	51
第1節 組織体制の整備	51
第2節 研修・訓練の実施	52
第1 研修	52
第2 防災訓練	52

第3	職員行動マニュアル等の作成	53
第3節	関係機関等との応援体制の整備	54
第1	県、近隣市町等との連携強化	54
第2	防災関係機関等との連携強化	54
第3	民間企業等との連携強化	54
第4	応援・受援体制の整備	54
第5	広域避難・広域一時滞在の体制の整備	54
第4節	情報収集・伝達体制の強化	56
第1	災害時非常無線通信体制の充実強化	56
第2	フェニックス防災システムの活用	56
第3	防災気象情報提供システム等の活用	56
第4	災害情報を瞬時に伝達するシステムの活用	56
第5	I C Tの活用	56
第6	監視カメラの整備と活用	56
第7	市民に対する通信連絡手段の整備	56
第8	緊急地震速報の広報	57
第5節	防災拠点の整備	58
第1	地域防災拠点（物資集積拠点）の整備・充実	58
第2	コミュニティ防災拠点の整備・充実	59
第3	広域防災拠点等との連携	60
第6節	火災予防対策の推進	61
第1	出火防止・初期消火体制の整備	61
第2	消防力の強化	62
第7節	防災資機材の整備	62
第1	自主防災組織等の資機材	62
第2	防災資機材	62
第8節	災害救急医療システムの整備	64
第1	災害対応病院等の整備	64
第2	医薬品等の確保	64
第3	市民に対する啓発	64
第4	災害医療体制等の整備	64
第9節	緊急輸送体制の整備	65
第1	緊急輸送路ネットワークの形成	65
第2	緊急交通路の確保	65
第3	ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用	65
第10節	避難対策の充実	66
第1	避難所等の指定	66
第2	避難所管理運営体制の整備	68
第3	施設、設備の整備	68

第 4	避難所運営組織の育成	69
第 5	避難所開設・運営訓練	70
第 6	避難所管理・運営マニュアルの普及・周知	70
第 7	感染症に対応した適切な避難対策	70
第 8	避難指示等発令判断の準備	70
第 9	「マイ避難カード」等の普及による避難意識の向上	70
第 10	在宅避難者等への支援	70
第 11 節	通勤・通学・帰宅困難者対策の推進	71
第 1	普及啓発	71
第 2	通勤・通学・帰宅困難者等への支援	71
第 12 節	備蓄体制等の整備	72
第 1	基本方針	72
第 2	食料	72
第 3	生活必需物資	73
第 4	衛生物資	74
第 5	応急給水	75
第 6	医薬品	75
第 13 節	家屋被害認定体制等の整備	76
第 1	家屋被害認定体制の整備	76
第 2	被災建築物応急危険度判定体制の整備	76
第 3	被災宅地危険度判定体制の整備	77
第 4	兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）への加入促進	77
第 14 節	廃棄物対策の充実	78
第 1	実施責任	78
第 2	災害廃棄物処理計画の策定	78
第 3	応援体制の整備	78
第 15 節	要配慮者支援対策の充実	80
第 1	健康・福祉・医療の連携	80
第 2	要配慮者支援体制の確保	80
第 3	要配慮者自らの備えの充実	81
第 4	社会福祉施設等の整備	81
第 5	要配慮者利用施設に係る総合的な災害対策の実施	82
第 16 節	災害ボランティア活動の支援体制の整備	83
第 1	災害ボランティア受入計画の作成	83
第 2	受入体制の整備	83
第 3	災害ボランティア活動の環境整備	83
第 4	県災害救援専門ボランティアの活用	84
第 17 節	土砂災害対策の充実	85
第 1	警戒避難体制の整備等	85

第2 地震に伴う土砂災害による被害を防止するための対策	85
第18節 中山間地等における地震災害対策	86
第19節 災害対策基金の積立・運用	87
第20節 重要施設の防災対策	88
第1 重要施設の登録	88
第2 平常時の取組	88
第3章 市民参加による地域防災力・減災力の向上	89
第1節 防災に関する学習等の普及	89
第1 市民に対する防災思想の普及	89
第2 災害教訓の伝承支援	89
第3 市民に対する防災・減災知識の普及	89
第4 市及び防災関係機関の職員が習熟すべき事項	91
第5 防災要員等の養成	91
第6 防災上重要な施設の職員等に対する教育	91
第7 学校における防災教育	92
第2節 自主防災組織の育成強化	94
第1 方針	94
第2 活動	94
第3 自主防災組織への指導、支援	95
第3節 自主防災体制の整備	97
第1 地域防災計画の策定	97
第4節 消防団の充実強化	98
第1 内容	98
第5節 企業等の地域防災活動への参画促進	99
第1 災害時に企業等が果たす役割	99
第2 企業等の平常時対策	99
第3 企業等の自衛防災組織	100
第4章 堅牢でしなやかな防災基盤の整備	102
第1節 市街地等の防災構造の強化	102
第1 安全・安心な都市づくりの推進	102
第2 市街地等の防災構造化	102
第3 市街地等を連絡する道路ネットワークの確保	102
第4 幅員狭小区間道路の解消等	102
第5 その他施設の整備	102
第2節 建築物等の耐震性の確保	104
第1 計画的かつ総合的な耐震化の推進	104
第2 公共施設の耐震化	104
第3 一般建築物耐震化の促進	104
第4 建築物の耐震性強化の普及啓発	106

第5	落下物等の対策	107
第6	ブロック塀の倒壊防止対策	107
第7	家具等の転倒防止	108
第3節	地震防災緊急事業計画	109
第1	地震防災緊急事業五箇年計画	109
第2	事業の実施	109
第4節	防災基盤・施設等の整備	110
第1	防災基盤整備事業計画	110
第2	防災基盤整備事業の実施	110
第5節	地盤災害の防止施設等の整備	111
第1	砂防設備の整備	111
第2	地すべり防止施設の整備	111
第3	急傾斜地崩壊防止施設の整備	111
第4	治山施設の整備	112
第5	土地改良施設の整備	112
第6	宅地施設の整備	112
第7	災害危険区域対策の実施	113
第8	ため池施設の整備	113
第6節	交通関係施設の整備	114
第1	道路施設の整備	114
第2	災害時用臨時ヘリポートの整備	114
第7節	ライフライン関係施設の整備	115
第1	電力施設の整備等	115
第2	ガス施設の整備等	117
第3	電気通信施設の整備等	119
第4	水道施設の整備等	123
第5	下水道施設の整備等	124
第3編 災害応急対策計画		
第1章	基本方針	126
第1	迅速な災害応急活動体制の確立	126
第2	円滑な災害応急活動の展開	126
第2章	迅速な災害応急活動体制の確立	128
第1節	応急活動体制	128
第1	配備体制	128
第2	連絡・警戒体制	128
第3	災害対策本部	129
第2節	情報の収集・伝達及び報告	139
第1	情報収集・伝達手段の確保	139

第2	地震情報等の収集伝達	140
第3	被害情報の収集・調査	141
第4	被害状況報告	142
第5	施設等の被害調査	144
第6	被災者支援のための情報の収集・活用	145
第3節	防災関係機関等との連携促進	147
第1	自衛隊への派遣要請	147
第2	関係機関との連携	150
第4節	災害救助法の適用	156
第3章	円滑な災害応急活動の展開	156
第1節	消火活動等の実施	156
第1	地震火災の消火活動	156
第2	水防活動	157
第2節	救助・救急、医療対策	158
第1	人命救出活動	158
第2	救急医療活動	158
第3	医療・助産対策	160
第3節	交通・輸送対策	162
第1	交通確保対策	162
第2	緊急輸送対策	163
第3	ヘリコプターの運航	164
第4節	避難対策	167
第1	避難指示	167
第2	避難誘導	168
第3	警戒区域の設定	168
第4	避難所の開設	169
第5	避難所の運営	169
第6	避難所設備の整備	173
第5節	住宅の確保	175
第6節	食料・飲料水及び物資の供給	178
第1	食料の供給	178
第2	応急給水	179
第3	緊急物資の供給	180
第7節	保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等	182
第1	健康対策	182
第2	食品衛生対策	183
第3	感染症対策	183
第4	遺体の火葬等	184
第8節	生活救援対策	186

第9節 要配慮者支援対策	187
第10節 愛玩動物の収容対策	190
第11節 災害情報等の提供と相談活動	191
第1 災害広報	191
第2 災害相談	192
第3 災害放送の要請	193
第12節 廃棄物対策	195
第1 ガレキ処理	195
第2 ごみ処理	195
第3 し尿処理対策	196
第13節 環境対策	198
第14節 災害ボランティアの要請・受入れ	199
第15節 鉄道施設の応急対策	201
第16節 ライフラインの応急対策	202
第1 電力の確保	202
第2 ガスの確保	206
第3 電気通信の確保	208
第4 水道の確保	213
第5 下水道の確保	214
第17節 教育対策	217
第18節 保育対策	219
第19節 警備対策	220
第20節 旅客、帰宅困難者対策	221
第21節 農林関係対策	222
第22節 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策等	224
第1 土砂災害	224
第2 道路	224
第3 河川	224
第4 ダム	225
第5 ため池	225
第6 森林	225
第7 農地・農業用施設	225
第8 宅地	225
第9 建築物等	226
第10 公園	226
第11 危険物施設	226
第4編 災害復旧計画	
第1章 災害復旧事業の実施	227

第 1	災害復旧事業の種類	227
第 2	激甚災害の指定に関する事項	227
第 3	災害復旧事業に必要な金融に関する事項	229
第 2 章	生活再建支援	231
第 1	災害弔慰金等の支給等	231
第 2	生活福祉資金の貸付	231
第 3	被災者生活再建支援金の支給	231
第 4	兵庫県災害援護金等の支給への協力	232
第 5	租税の減免等	232
第 6	介護保険における措置	232
第 7	公共料金の特例措置	233
第 8	職業のあっせん	233
第 9	その他	233
第 3 章	災害公営住宅の建設	234
第 4 章	災害義援金の募集等	235
第 5 編	災害復興計画	
第 1 章	組織の設置	236
第 1	復興本部の設置	236
第 2	復興本部の組織・運営	236
第 2 章	復興計画の策定	237
第 1	復興計画の策定手順	237
第 2	復興計画の内容	238
付 編	南海トラフ地震防災対策推進計画	
第 1 章	総則	241
第 1	推進計画の目的	241
第 2	防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	241
第 3	被害の想定	241
第 2 章	関係者との連携協力の確保	242
第 1	他機関に対する応援要請	242
第 2	帰宅困難者への対応	242
第 3 章	地震の連続発生等への対応	243
第 1	気象庁の南海トラフ地震臨時情報の発表	243
第 2	時間差発生等における円滑な避難の確保等	243
第 4 章	防災訓練計画	246
第 5 章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	247
第 6 章	地震防災上緊急に整備すべき施設の整備	248